

関根小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月

1 いじめとは — いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え —

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットで行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（「いじめ防止対策推進法第2条」）

本校では、いじめを訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

また、本校では、いじめのない学校づくりに全力で取り組むため、すでに「関根小学校いじめ防止基本方針」を策定し、取組を進めて来たが、文部科学省による「いじめ防止等の基本的な方針（最終改訂）」、「青森県いじめ防止基本方針」及び「むつ市いじめ防止基本方針」等の改訂を受け、さらに見直しを図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めるものである。

なお、いじめには様々な特質があるが、以下8つは、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。



- ①いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうるものである
- ②いじめは人権侵害であり、人間として許されない卑怯な行為である
- ③いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する
- ④いじめは大人に気付くにくいところで行われることが多く発見しにくい
- ⑤いじめは、いじめられる側にも問題があるという先入観をもって指導に当たらない
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である
- ⑧けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していることもあるため、その背景等について十分調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する

そこで、本校の「いじめ防止のための基本姿勢」として、以下の5つをあげる。本校では、いじめを訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。



- ①学校と学級に、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気を作る。
- ②児童と教職員の人権感覚を高める。
- ③児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ⑤いじめ問題について保護者、地域社会、関係諸機関との連携を深める。

2 いじめを未然に防止するための取組 ※「いじめ未然防止プログラム」年間の取組計画参照

(1) 学校におけるいじめの防止

- ①指導部と連携して「反いじめ4ルール」を推進する。



- ・私たちは、他の人をいじめません。
- ・私たちは、いじめられている人を助けます。
- ・私たちは、一人ぼっちの人（仲間外れにされている人）を仲間に入れます。
- ・私たちは、もし誰かがいじめられているのを見たら、そのことを学校や家の大人に話します。

- ②指導部と連携して「いじめま宣言」を推進する。（令和元年度いじめ防止宣言フォーラムより）



- | |
|--|
| — 「自分」がされていやな言動やいじめは絶対にしません。
— 「相手」に悪意をもったり、傷つけたりするような言動は絶対にしません。
— 誰かの「心」を傷つけて苦しませるようなことは絶対にしません。
— 自分と相手の「家族」に迷惑をかけることは絶対にしません。 |
|--|

- ③研修部と連携して「わかる・できる」授業を実践し、自己有用感を高める。指導部を中心にいじめ防止等の対策が専門的な知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実を図る。

- ④保体部と連携して「性教育」や「人権教育」を計画的に推進し、自己肯定感や生命（人間や異性）尊重の意識を高める。

- ⑤学校全体で集団生活のルールやマナーの指導を徹底し、暴力や暴言を排除する。

- ⑥「いじめ防止対策推進法」やいじめ防止の取組について、児童と保護者に啓発する。
- ⑦全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験的な活動の充実を図る。特に道徳の授業等では、いじめ問題について考え、議論する活動を取り入れる。
- ⑧いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動を通じて「いじめ防止プログラム」の策定を行う。

(2) インターネットを通じて行われるいじめ対策

児童や保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、啓発活動や情報モラル研修会などを行う。

3 いじめを早期発見するための取組

(1) 早期発見のために

- ①全教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことで、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- ②言動や様子がおかしいと感じた児童がいる場合は、日常会話や職員会議終了後に実施される情報交換会などの場で気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③言動や様子に変化が見られる場合は、まずは学級担任が積極的に働きかけ、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合は、臨時教育相談や定期教育相談で当該児童から悩みなどを聞き、問題の早期解決を図る。
- ④「いじめ問題対応の手引き」と「学校危機管理マニュアル子どもの安全確保に」を活用し、自校の早期発見・事案対処マニュアルの策定を行う。
- ⑤「アセス」(学校環境適応感尺度)、教育相談前の「アンケート」を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

(2) 早期解決のために

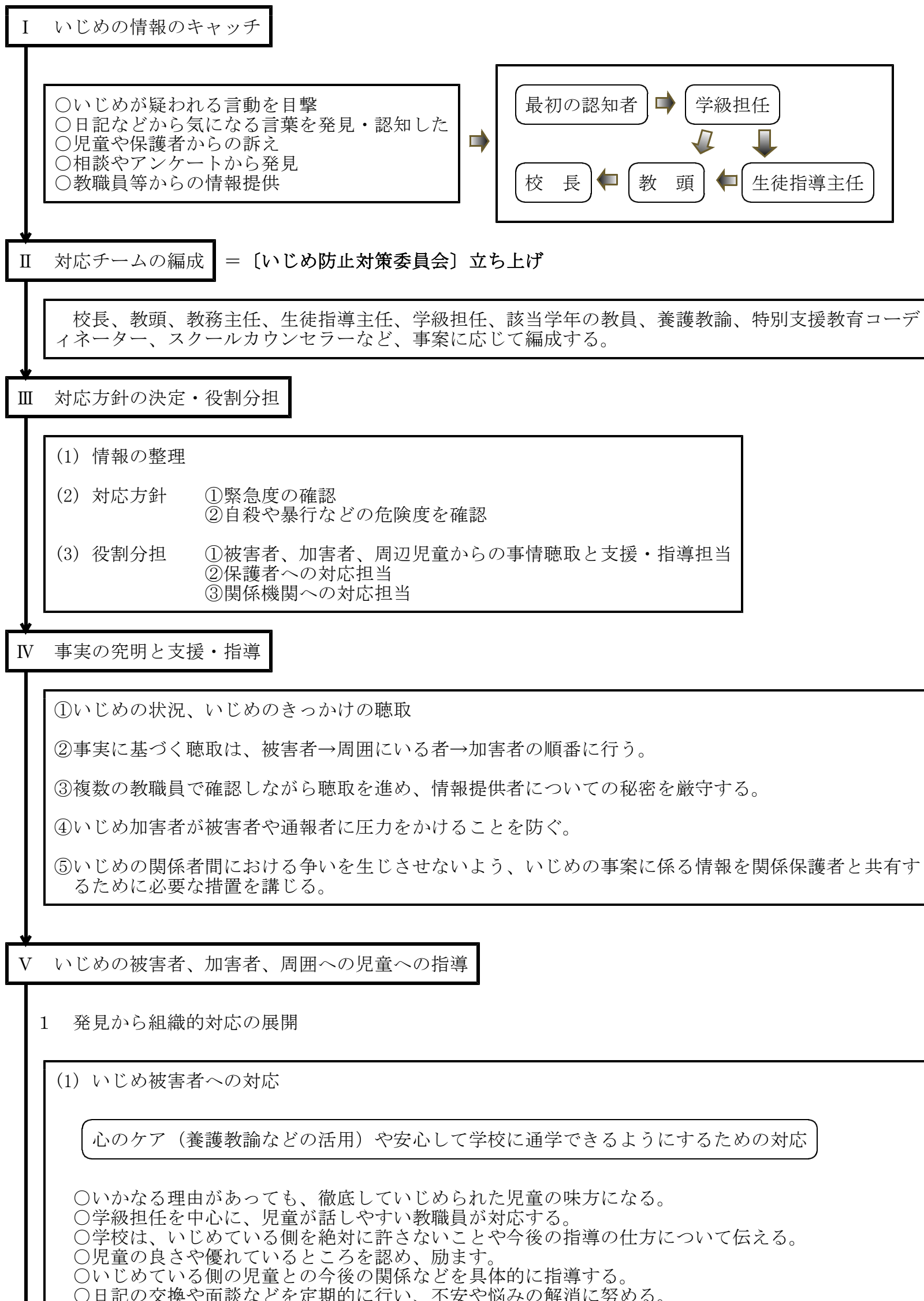
- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むのではなく、ただちに「学校いじめ対策委員会」に報告し、校長以下全教職員が対応を協議し、的確な役割分担をするなど組織的にいじめ問題の解決に当たる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ④学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーなどと連携を取りながら指導にあたる。

(3) 家庭、地域、関係機関との連携

- ①いじめ問題が起きたときは、決して学校内だけで問題の解決に当たるのではなく、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組について情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
- ②学校や家庭に話すことできないような状況であれば、むつ市教育相談室を始めとする各機関のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。
- ③いじめの未然防止、早期発見、早期対応については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を密にする。

4 解決に向けた対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。



○自己肯定感を回復できるよう、友人との関係づくりや活躍の場などの支援を行う。

(2) いじめ加害者への指導・対応【複数職員での対応・記録の保存】

被害者が恐れている場合も想定しての対応

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させる。
- 対応する教職員は、中立の立場で事実確認を行う。
- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことを分からせ、責任転嫁などを許さない。
- 日記や面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動などを通して、良さを認めプラスの行動に向かわせていく。

出席停止制度の児童・保護者への周知

出席停止制度について、その活用を図るため、制度活用の問題点や出席停止期間中の児童に対する学習支援の在り方について、学校としての考え方を統一し、共通理解を図る。

(3) 観衆や傍観者への指導・対応

- いじめは、学級や学年など集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教職員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリなどというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

VI 保護者や関係機関との連携

1 保護者との連携

①いじめ被害者の保護者との連携

- 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- 学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- 対応経過を忠実に伝えるとともに、保護者からの子どもの様子などについて情報提供を受ける。

②いじめ加害者の保護者との連携

- 事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過を伝え、その場で子どもに事実の確認をするとともに、相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と子どもの変容の様子などを伝え、指導に対する理解を求める。
- 学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

2 関係機関との連携

①警察への通報など関係機関との連携

- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会と警察署など連携して対処する。

VII いじめ解消

【いじめ解消の定義】「いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること」、「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たすこと。

- ①いじめ被害者の観察
- ②いじめ被害者からの聞き取り
- ③いじめ被害者の保護者からの聞き取り
- ④教職員による情報交換
- ⑤児童によるアンケート
- ⑥関係機関との連携

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは（基準）

- ①いじめにより児童の生命、心身や財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合など）。
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）。
- ③児童の保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあるとき（重大事態が発生したものとして報告・調査などをする）。

(2) 重大事態発生時の連絡体制

- ①発見者・学級担任・生徒指導主任・教頭・校長
 - ②校長・教育委員会
- } 緊急時には臨機応変に対応する。

※教育委員会へ一報後、改めて文書で報告する。

※必要に応じて警察など関係機関にためらわずに通報する。

(3) 重大事態発の初動

- ①いじめ防止対策委員会の招集
- ②教育委員会への報告と連携
- ③調査方法（事実の究明）

- いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
- 事実に基づく聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順番に行う。
- 警察への通報など、関係機関との連携

- ④その他、重大事態への対処については「むつ市いじめ防止基本方針」に基づくものとする。

6 評価

- ①「学校だより」などを活用して、「いじめ防止基本方針」を公表するとともに、適切に機能しているか定期的に点検する。
- ②年度ごとに、いじめ問題への取組を保護者（学校評価と兼ねる）、児童（アンケートをもとにする）、教職員（別紙評価用紙）で評価する。
- ③被害者と加害者との謝罪をもって安易にいじめ解消とせず、被害の重大性等に応じ、相当期間、継続性をもって状況を把握してから判断する。
- ④いじめに関する点検・評価に基づき、「いじめ防止基本方針」を見直し、問題点を克服するための実践につながるPDCAサイクルを確立する。

7 その他

- ①策定した「学校いじめ防止基本方針」については、保護者や地域住民が内容を確認できるようにするとともに、入学時や各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。